



社会福祉協議会基本要項2025 概要

ふれあいネットワーク

新・基本要項策定以降の社会・経済の変化、
社会保障・社会福祉の諸制度改革の進展

ニーズの変化・多様化、地域生活課題の複雑
化・複合化に応じた社協活動・事業の広がり

地域福祉の施策化、NPOや企業等の参入

福祉以外の他分野との連携・協働の必要性



- 新・基本要項策定以降の社会・経済の変化とともに、今後の変化も見据え、社協の方向性を示す。
- 各社協の活動・事業、組織体制が大きく異なる状況にあって、全国の社協の役職員が共有できる新たな基本要項を示すことをめざして検討を行った。

これからの社協に求められる役割

- ①その人らしい暮らしを地域で支える
- ②住民主体の地域づくり
- ③協議体としての機能を地域福祉に活かす
- ④地域福祉を推進する団体としての責任と行政とのパートナーシップ

社会福祉協議会の使命と住民主体の理念

(1)社会福祉協議会の使命

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とする。

(2)住民主体の理念

社会福祉協議会のすべての活動・事業および組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開する。

住民主体の理念とは、①住民を中心に置くこと、②住民のニーズに基づくこと、③住民の主体形成と組織化を基礎とすることである。

社会福祉協議会の組織

(1)社会福祉協議会の構成

社会福祉協議会は、住民(組織)と地域の関係者によって構成される。

(2)社会福祉協議会の組織特性

- ①住民や地域の関係者による協議体組織
- ②地域福祉を創造する運動体組織
- ③地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織
- ④公共性と公益性を有する民間非営利組織
- ⑤市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

社会福祉協議会の活動原則

- ①住民ニーズ基本の原則
- ②住民活動基盤の原則
- ③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則
- ④民間性の原則
- ⑤連携・協働の原則
- ⑥専門性の原則

社会福祉協議会の機能

- ①住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ②組織化、連絡調整
- ③福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ④相談支援(*)
- ⑤権利擁護(*)
- ⑥調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑦福祉教育の推進
- ⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進(*)
- ⑨災害時等の支援(*)
- ⑩地域福祉の財源確保および助成の実施 (*)

(*) …新項目

※都道府県・指定都市社協の機能は、上記に加え、「市区町村社協の支援と協働」を位置付けている



1. 社協の使命として「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を掲げた

(1) 社会福祉協議会の使命

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とする。

<解説>

- 「ともに生きる豊かな地域社会」とは、「住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会」(「全社協福祉ビジョン」)である。
- 社協は、社会福祉法に位置付けられた地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民や地域の関係者と協働して活動・事業を進めている。
- ここでの「地域の関係者」は、民生委員・児童委員、ボランティア・市民活動者、住民組織(自治会・町内会、地区社協等地域福祉推進基礎組織)、老人クラブ、当事者組織、民生委員児童委員協議会、ボランティア・市民活動団体(NPO)、社会福祉法人、福祉施設・事業所、協同組合、企業・商店、大学等の研究機関、行政(福祉以外の部局も含む)、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる関係者を指す。

2. 住民主体の理念を明記

- 住民主体の理念の項を新設し、社協のすべての活動・事業及び組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開することを明記した。

(2) 住民主体の理念

社会福祉協議会のすべての活動・事業及び組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開する。

住民主体の理念とは、

- ①住民を中心に置くこと
- ②住民のニーズに基づくこと
- ③住民の主体形成と組織化を基礎とすることである。

<解説>

- ここでの「住民」とは、「生活の主体」として、自らの権利を行使し、生き方・暮らし方を自らの意思で選びながら幸福を追求する「権利の主体」である。また、地域づくりの主体であり行政施策・事業の決定や運営に参加する「自治の主体」である。
- なお、「住民」には、その地域に居住している人だけでなく、在勤・在学者等を含むものとしている。
- 「住民のニーズ」とは、生活上の要求であり、困りごととはもとより、「誰かの役に立ちたい」「安心して暮らせる地域をつくりたい」といった思いや希望も含むもので、ニーズを持つ住民をあらゆる場面において中心に置くことを示している。
- 社協は、とくに、自ら声をあげたり支援を求めたりすることが難しい住民の存在を常に念頭に置き、積極的にアウトリーチし、ニーズの把握に努める。また、本人の意思決定や権利行使を支援し、社会参加を進める。
- 社協の活動・事業は、住民の主体形成と組織化を基礎として展開される。主体形成とは、多様なニーズや価値観を持つ住民や地域の関係者が出会い、対話や協議を通じて地域生活課題に関心を持ち、自ら考え、行動するよう支援する取り組みである。
- また、組織化とは、協議や協働の促進、連絡調整(コーディネート)、社会資源の開発等を含む一連の取り組みである。
- こうした主体形成と組織化を通じて住民や地域の関係者の取り組みが生まれ、継続的な活動へと発展していく。社協はこの一連のプロセスに伴走し、住民や地域の関係者の連携・協働による地域福祉を推進する役割を担う。

3. 「2.社会福祉協議会の組織」を「(1)社会福祉協議会の構成」、「(2)社会福祉協議会の組織特性」に分けて記載

- 社協は、住民（組織）、公私の社会福祉関係者、さらに幅広い分野や主体の諸団体が参画することで成り立っていることを記載。
- 社協は、協議体・運動体・事業体の多面性をもち、公共性と公益性を有する民間非営利組織であること、全国ネットワーク組織であること等を「社協の組織特性」として記載した。

2. 社会福祉協議会の組織

(1) 社会福祉協議会の構成

社会福祉協議会は、住民（組織）と地域の関係者によって構成される。

(2) 社会福祉協議会の組織特性

社会福祉協議会は、次の5つの組織特性を有する。

- ① 住民や地域の関係者による協議体組織
- ② 地域福祉を創造する運動体組織
- ③ 地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織
- ④ 公共性と公益性を有する民間非営利組織
- ⑤ 市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織



4. 活動原則を6つに整理

- 新・基本要項では社協の活動原則を5つに整理していたが、新・基本要項以降の社協の活動・事業の展開を踏まえ、新たな内容で基本要項2025では6つの原則に見直した。
- 個別支援と地域づくりの一体的展開の原則を新設したほか、連携・協働の原則では、福祉関係のみならず多分野の関係者との連携の重要性について明記した。

【新・基本要項】	【基本要項2025】
①住民ニーズ基本の原則	①住民ニーズ基本の原則
②住民活動主体の原則	②住民活動基盤の原則
	③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則
③民間性の原則	④民間性の原則
④公私協働の原則	⑤連携・協働の原則
⑤専門性の原則	⑥専門性の原則

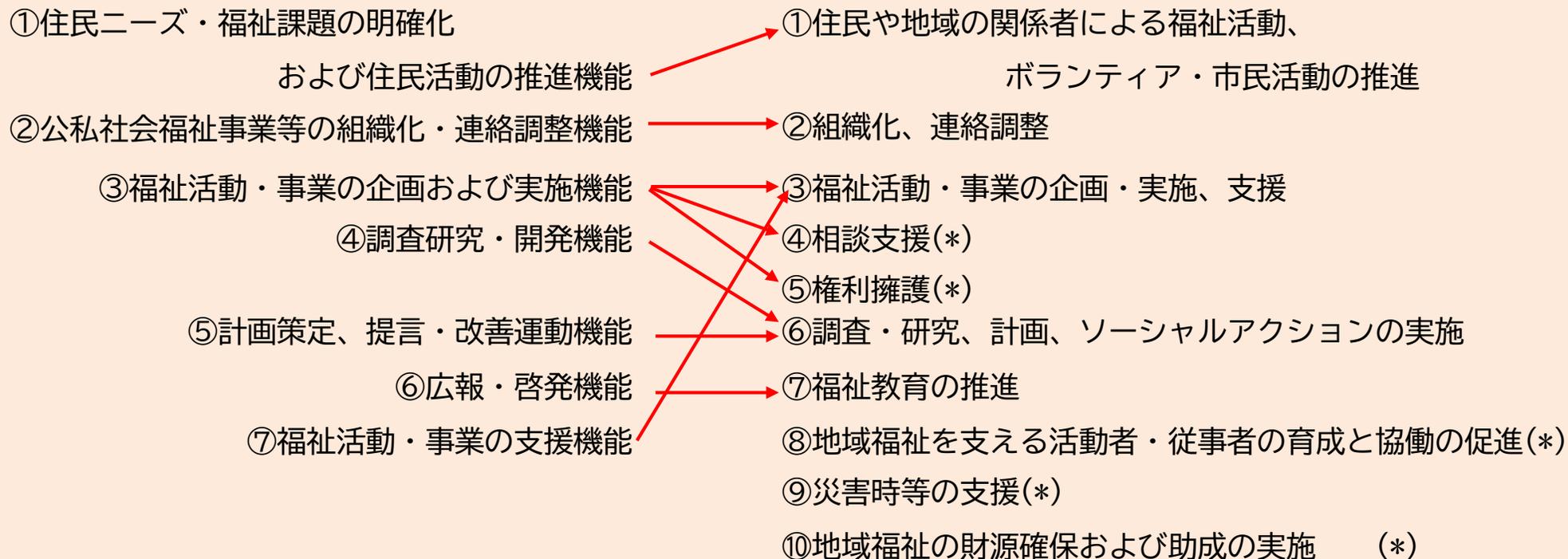


5. 社協の機能を10項目に整理

- 社協の活動・事業の広がりを踏まえ、相談支援、権利擁護、災害時の支援を新たに社協の機能として位置付けた。
- 新・基本要項で「社協の事業」として位置付けられていた「人材育成」や「財源確保および助成の実施」について、社協の機能として整理した。

【新・基本要項】

【基本要項2025】(*)…新項目



※都道府県・指定都市社協の機能として、
「市区町村社協の支援と協働」を位置付けている

検討経過と今後の取り組み



【検討経過】

【今後の取り組み】

	主な内容
令和5年度	<p>8月 地域福祉推進委員会に基本要項検討委員会を設置 (第1～7回委員会開催、学識者ヒアリング、全国民生委員児童委員連合会ヒアリング)</p> <p>11月 社会福祉協議会活動全国会議1日目シンポジウム テーマ：「改めて考える社会福祉協議会」</p> <p>3月 第一次案のとりまとめ</p>
令和6年度	<p>4～7月 <u>一次案への意見照会</u></p> <p>6月 社会福祉協議会基本要項フォーラム (東京都、岡山県、仙台市)</p> <p>8月 基本要項検討委員会再開 (第8回～12回開催、全国社会福祉法人経営者協議会ヒアリング)</p> <p>11月 <u>第二次案のとりまとめ</u></p> <p>11～12月 <u>二次案への意見照会</u></p> <p>12月 社会福祉協議会基本要項オンラインフォーラム</p> <p>3月 <u>最終案とりまとめ</u></p> <p>3月6日 地域福祉推進委員会 令和6年度第2回委員総会にて承認</p> <p>3月25日 全社協評議員会に報告</p>

◆ 各社協が基本要項2025を活用して、めざすビジョンや役割を明らかにし、住民や地域の関係者と協議しながら、活動・事業の充実や組織強化を計画的に推進することが重要。

①基本要項の普及、理解促進に向けた取り組み

- 基本基本要項の考え方や内容、社協の当面の取り組み課題についての解説冊子、解説動画等の作成。
- 要項2025の内容を踏まえた「概説・社会福祉協議会」(全社協・出版部発行)の改訂。
- 「社会福祉協議会活動 全国会議」等における、基本要項2025を踏まえたこれからの社協の役割や取り組み課題等について協議・共有。

②市区町村社協の経営基盤強化、総合力向上に向けた取り組み

- 「市区町村社協の経営強化検討委員会(仮称)」における、経営改善、社協職員の人材確保・育成・定着支援についての検討。
- 市区町村社協経営指針及び中期経営計画策定の手引き等の見直し
- 中期経営計画策定推進セミナーの開催
- 都道府県社協による市区町村社協支援機能の強化の推進

※都道府県社協の経営強化について、「都道府県社協の経営に関する委員会」のあり方も含めて検討し、取り組みを進める。

※第一次案・第二次案は、市区町村社協、都道府県・指定都市社協に加えて、全社協の各種別協議会への意見照会を実施。